

神奈川県介護員養成研修事業指定要綱及び指定基準の一部改正について

1 改正の概要

- (1) 令和8年3月31日付老認発 0331 第5号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知に基づき、テレビ電話装置等を活用する形態や、録画された動画を視聴させる形態を新たな研修実施方法「その他形式」として追加し、指定要綱及び指定基準等を改正する。
- (2) 「別添様式 17 講師一覧」を廃止する。
- (3) その他修正等を要する箇所について、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 指定要綱

- ア 「その他形式」の追加、「別添様式 17 講師一覧」の廃止による条文の修正
- イ 「その他形式」の追加、「別添様式 17 講師一覧」の廃止による下記様式の修正
 - ・第3号様式（研修指定申請書）
 - ・第4号様式（介護員養成研修指定書）
 - ・第4号様式の2（介護員養成研修指定書）
 - ・第10号様式（実績報告書）
 - ・第10号様式の2（実績報告書（補講者追加報告用））
 - ・第12号様式（再開届）

(2) 指定基準

- ア 「その他形式」の追加、「別添様式 17 講師一覧」の廃止による本文の修正
- イ 「別紙2 通信形式の取扱い」の修正
 - ・「通信課程」を「通信形式」として呼称を統一
 - ・研修指定申請時の研修事業実績要件の緩和
 - ・生活支援技術演習等について、本講師を別会場に配置して実施する方法の追加
- ウ 「別紙3 その他形式の取扱い」の追加
 - ・下記（3）参照
- エ 「別紙4 講師の取扱い」
 - ・「別添様式 17 講師一覧」の廃止による修正
- オ 「別紙9 受講者の本人確認について」
 - ・本人確認書類の例示の修正
- カ 「その他形式」の追加、「別添様式 17 講師一覧」の廃止による下記様式の修正
 - ・別添様式2（学則）
 - ・別添様式2-2（研修会場一覧）
 - ・別添様式4-1（介護職員初任者研修カリキュラム（通信・その他形式用））
 - ・別添様式4-2（生活援助従事者研修カリキュラム（通信・その他形式用））
 - ・別添様式7（標準研修日程表（通信・その他形式用））
 - ・別添様式9（研修日程表（通信・その他形式用））

(3) 「その他形式」の追加

- ※詳細は「別紙3 その他形式の取扱い」参照
- ・同時双方型（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用する形態）及びオンデマンド型（録画された動画を視聴させる形態）を「その他形式」として呼称する。
- ・「その他形式」として研修を実施する場合は、新規に研修指定を受けること。
- ・「その他形式」として研修指定を申請する事業者は、同一課程の研修の実施実績があること。（指定都道府県及び実施形式は問わない）

3 施行年月日

- (1) この要綱は、令和8年10月8日から施行し、令和9年4月1日以降に実施する研修事業より適用する。

- (2) この要綱の施行の際、適用日以降に開始する研修について、旧要綱に基づき現に指定の申請又は届出が行われているものは、この要綱の形式に基づく申請又は届出があったものとみなす。
- (3) この要綱の施行日以降に申請又は届出を行い、かつ適用日以前に開始する研修事業については、旧要綱の形式及び様式に基づく申請又は届出を行うものとする。